

制限付一般競争入札の公告

制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年3月18日

江東区長 大久保 朋 果

1. 公告番号	182
2. 対象業種	建築工事
3. 工事件名	江東区立第六砂町小学校改築工事
4. 工事場所	江東区北砂六丁目26-6
5. 工 期	令和11年11月30日
6. 格 付	Aランク
7. 工事概要	改築工事 【校舎・屋内運動場棟】 RC造一部SRC及びS造5階建 延床面積約7,954㎡ (普通教室14教室、特別教室、屋内運動場、 プール、備蓄倉庫他) 【倉庫・駐輪場棟】 RC造平家建 延床面積約83㎡ 【倉庫・トイレ棟】 RC造平家建 延床面積約61㎡ 【駐輪場棟】 アルミニウム合金造平家建×3棟 延床面積約48㎡ 既存校舎解体工事 【校舎棟】 RC造4階建 延床面積約4,334㎡ 【屋内運動場棟】 S造平家建 延床面積約550㎡ 【プール棟】 RC造平家建 延床面積約163㎡ ※その他付属棟解体 外構工事
8. 予定価格	7,084,660,000 円(税込)
9. 最低制限価格	予定価格(税抜き)の 100分の75以上 で案件ごとに設定。
10. 入札方法	<u>電子調達システム電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という)による。</u> ※入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を入力すること。 入札金額の入力の際に、内訳書登録を行うこと。登録した内訳書の内容不備があった場合等は当該入札者の入札を原則無効といたします。
11. 希望申請方法	電子入札サービスから希望申請を行うこと。
12. 申請書提出期間	令和8年3月18日(水) 午前9時から 令和8年3月26日(木) 午後5時まで
13. 入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は 令和8年3月30日(月) 以降に通知する。
14. 設計図書の配布	令和8年3月30日(月) 頃、ファイル転送システムによる配布または、電子入札サービスの発注図書よりダウンロードすること。※設計図書の配布方法については、電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書の注意事項を確認すること。
15. 質問及び回答	質問及び回答については、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により行うこと。 質問登録期間: 設計図書受領の日から 令和8年4月28日(火) 午前11時まで 回答閲覧期間: 令和8年5月8日(金) 午後1時まで(に)回答。回答後、入札期限まで閲覧可。
16. 入札期間	設計図書受領の日から令和8年5月18日(月) 午後4時まで
17. 開札日時及び場所	令和8年5月19日(火) 午前9時30分 電子入札サービスで行う
18. 入札執行回数	1回
19. 最低入札参加者数	1者
20. 契約保証金	要(契約金額の10%)
21. 入札保証金	免除
22. 前払金	有り(契約金額の40%まで、10万円未満切捨て。)
23. 中間前払金	有り(契約金額の20%まで、10万円未満切捨て。)
24. 建設リサイクル法	対象工事

25. 落札者への通知	落札者には電子入札サービスを通じて開札日以降に通知する。 通知を受けた者は、通知を受けた後2営業日以内に、経理課契約係（江東区役所4階3番窓口）に来庁すること。
26. 契約条項を示す場所	江東区総務部経理課契約係
27. 入札参加資格条件 (申込み条件)	<p>○江東区内に本店または支店、営業所がある登録業者であること。</p> <p>本件入札に参加できるのは、単体企業または共同企業体（以下JV）とする。 単体とJVで資格条件及び電子調達サービスの案件番号が異なるため、以下の内容を十分に確認して申込みを行うこと。</p> <p>【案件番号】 単体の場合：2026-00395 JVの場合：2026-00396</p> <p>【単体・JV共通事項】 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日27江総経第3281号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 (3) 江東区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間中でないこと。 (4) 本件の対象業種が江東区の競争入札参加資格申請業種であること。 (5) 信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。 (6) 申込み日以降入札日まで継続して入札参加資格を有していること（JVの構成員を含む）。 (7) 江東区発注の工事請負契約につき、下請契約関係が適切であること。 (8) 区内に支店、営業所のある事業者が区内業者として入札参加を行う場合は、区の認定から5年が経過していること（ただし、平成23年4月1日以降に設置した支店、営業所に限る）。 (9) 申込み数の制限について（JVの構成員を含む） ①区内に本店のある事業者 申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に6件まで申込み可能。 申込み時、江東区発注の工事を1件以上施工中である場合、施工中件数と申込み件数の和が最大6件まで申込み可能。（いずれの場合もその他の業種は6件まで申込み可） ②区内に支店、営業所のある事業者 申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。 申込み時、江東区発注の工事を1件以上施工中である場合、施工中件数と申込み件数の和が最大3件まで申込み可能。（いずれの場合もその他の業種は3件まで申込み可） 但し、区内支店・営業所設置20年経過認定通知を受けている事業者に関しては、3件を4件に読み替えることとする。 ※(9)の施工中の件数には、共同企業体や協同組合の構成員として施工している場合も対象となる。 ※(9)の条件について、契約金額1千万円未満の土木・建築工事、5百万円未満の土木・建築工事以外の工事、単価契約、特命契約は含まない。 ※申込み後、その入札までに施工件数が増え、当月の申込み可能件数を超えた場合は、申込みを辞退すること。ただし、他の申込み案件を辞退し、申込み件数が、申込み可能件数内となったときは、辞退を要しない。</p> <p>(10) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定（特例監理技術者の設置）については、「監理技術者の専任義務の緩和について」の要件を満たさないため対象外とする。 (11) 格付は、本件の公告日現在の共同運営格付による。 (12) 本件への申込みは、1社につき単体・JV合わせて1件のみとする。JVの場合、本件へ申込みをする他のJVの代表者又は構成員を兼ねることはできない。</p> <p>【単体で参加申し込みする場合】 (1) 特定建設業許可を有すること。 (2) 共同運営の本件業種の格付がAランクの事業者であること。 (3) 協同組合が申込みをした場合、その構成員は同一案件に申込みすることはできない。また、関係会社が同一の案件に申し込むことはできない。 ※関係会社の定義は、電子入札サービスの「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」に記載の「関係会社の定義」による。 (4) 建設業法に従い監理技術者または主任技術者を配置できること。</p> <p>【JVで参加申し込みする場合】 (1) 予め2社から成るJVを自主的に結成して申込すること。 (2) JVの第一グループ（代表者）の条件は、共同運営の本件業種の格付がAランク事業者であること。特定建設業許可を有し、監理技術者を専任で配置（監理技術者資格者証の写しを添付すること。）すること。 (3) JVの第二グループ（構成員）の条件は、江東区内の事業者で、共同運営の本件業種の格付がAランク又はBランク又はCランクの事業者。監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。 (4) 第二グループの出資割合は30%以上であること。 (5) JVのうち1社以上は、区内本店の事業者とすること。 (6) 本区が発注済（仮契約含む）の工事を完了していないJVと構成員が同じJVを結成することはできない。</p>

28. 入札の無効	<p>以下のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。 ・江東区契約事務規則第5条に定める参加資格を有さないものが行った入札 ・入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。 ・入札時において指名停止期間中である者のした入札。 ・入札時において入札等除外措置を受けている期間中である者のした入札。 ・江東区契約担当者によって競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認後(入札時)において競争入札参加資格のない者のした入札。 ・最低制限価格を設定した案件で、当該最低制限価格未満の金額で応札した入札。 ・予定価格を事前公表した案件で、当該予定価格を超える金額で応札した入札。 ・入札時において入札内訳書の登録のない入札又は入札内訳書の内容に不備のある入札。
29. 契約成立の要件	<p>契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月江東区条例第6号)第2条に基づき、江東区議会の議決を要する。</p>
30. その他	<p>(1)入札において、事故がおきたときや不正な行為があると認めるときは入札を中止、又は延期する場合がある。そのときは別途適宜の方法により通知する。</p> <p>(2)江東区競争入札参加資格を有するものは有効期限までに「東京電子自治体共同運営サービス」から継続申請手続きを行うこと。</p> <p>(3)入札を辞退する場合は、辞退理由を記載すること。</p> <p>(4)予定価格が3,000万円以上の工事請負契約及び2,000万円以上の工事の設計・調査・測量に係る委託契約は、契約締結後に「労働環境報告書」の提出を必要とする。 また、「労働環境報告書」を提出した事業者の一部を対象に、区と社会保険労務士が事業所を訪問し、報告書の記載内容について確認を行う。(詳細は区ホームページに掲載。)</p> <p>(5)以下の関連工事が契約に至らなかったときは、本件の開札を中止又は延期もしくは契約手続を中止する。 公告番号183 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事 公告番号184 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事</p> <p>(6)本入札については、令和8年度予算の成立を前提として行うものであり、 予算が成立しなかった場合には本入札を中止する。</p>

制限付一般競争入札の公告

制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年3月18日

江東区長 大久保 朋 果

1. 公告番号	183
2. 対象業種	電気工事
3. 工事件名	江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事
4. 工事場所	江東区北砂六丁目26-6
5. 工 期	令和11年11月30日 余裕期間制度に関する特記仕様書「2.余裕期間及び実工期」のとおり
6. 格 付	Aランク
7. 工事概要	改築に係る電気設備工事 【校舎・屋内運動場棟】 RC造一部SRC及びS造5階建 延床面積約7,954㎡ (普通教室14教室、特別教室、屋内運動場、 プール、備蓄倉庫他) 【倉庫・駐輪場棟】 RC造平家建 延床面積約83㎡ 【倉庫・トイレ棟】 RC造平家建 延床面積約61㎡ 外構工事
8. 予定価格	1,159,510,000 円(税込)
9. 低入札価格調査	予定価格(税抜き)の 100分の75以上 で、案件ごとに 調査基準価格及び失格基準価格を設定する。 (江東区契約事務規則第30条第2項及び第3項の規定を準用する)
10. 余裕期間制度	本件は、余裕期間制度対象工事(発注者指定方式)です。なお、詳細については「余裕期間制度に関する特記仕様書」を参照のこと。
11. 入札方法	総合評価落札方式一般競争入札(電子入札)とする。 電子調達システム電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という)による。 ※入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を入力すること。 入札金額の入力の際に、内訳書登録を行うこと。登録した内訳書の内容不備があった場合等は当該入札者の入札を原則無効といたします。
12. 申請方法	本件は、総合評価落札方式の一般競争入札案件である。申込については、電子入札サービスより行うこと。また、次に掲げる書類について必要事項を記入し、申請書提出期間内(必着)に江東区総務部経理課あて郵送にて提出すること。 (1) 施工能力評価点申告書 (2) 地域貢献活動実績報告書 (3) 配置予定技術者の実績確認書類(施工能力評価点申告書の注意書参照) (4) 配置予定技術者の保有する資格認定証明書(資格者証)の写し
13. 申請書提出期間	令和8年3月18日(水) 午前9時から 令和8年3月26日(木) 午後5時まで
14. 入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は 令和8年3月30日(月) 以降に通知する。
15. 設計図書の配布	令和8年3月30日(月) 頃、ファイル転送システムによる配布または、電子入札サービスの発注図書よりダウンロードすること。※設計図書の配布方法については、電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書の注意事項を確認すること。
16. 質問及び回答	質問及び回答については、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により行うこと。 質問登録期間: 設計図書受領の日から 令和8年4月28日(火) 午前11時まで 回答閲覧期間: 令和8年5月8日(金) 午後1時までに回答。回答後、入札期限まで閲覧可。
17. 入札期間	設計図書受領の日から令和8年5月18日(月) 午後4時まで
18. 開札日時及び場所	令和8年5月19日(火) 午前10時 電子入札サービスで行う
19. 入札執行回数	1回
20. 最低入札参加者数	1者
21. 契約保証金	要(契約金額の10%)
22. 入札保証金	免除
23. 前払金	有り(契約金額の40%まで、10万円未満切捨て。)
24. 中間前払金	有り(契約金額の20%まで、10万円未満切捨て。)
25. 建設リサイクル法	対象工事

26. 契約条項を示す場所	江東区総務部経理課契約係
27. 入札参加資格条件 (申込み条件)	<p>○江東区内に本店または支店、営業所がある登録業者であること。</p> <p>本件入札に参加できるのは、単体企業または共同企業体(以下JV)とする。 単体とJVで資格条件及び電子調達サービスの案件番号が異なるため、以下の内容を十分に確認して申込みを行うこと。</p> <p>【案件番号】 単体の場合: 2026-00397 JVの場合: 2026-00398</p> <p>【単体・JV共通事項】 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成28年3月31日27江総経第3281号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。 (3) 江東区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている期間中でないこと。 (4) 本件の対象業種が江東区の競争入札参加資格申請業種であること。 (5) 信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不適当と認められる事由のないこと。 (6) 申込み日以降入札日まで継続して入札参加資格を有していること(JVの構成員を含む)。 (7) 江東区発注の工事請負契約につき、下請契約関係が適切であること。 (8) 区内に支店、営業所のある事業者が区内業者として入札参加を行う場合は、区の認定から5年が経過していること(ただし、平成23年4月1日以降に設置した支店、営業所に限る)。 (9) 申込み数の制限について(JVの構成員を含む) ①区内に本店のある事業者 申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に6件まで申込み可能。 申込み時、江東区発注の工事を1件以上施工中である場合、施工中件数と申込み件数の和が最大6件まで申込み可能。(いずれの場合もその他の業種は6件まで申込みます) ②区内に支店、営業所のある事業者 申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。 申込み時、江東区発注の工事を1件以上施工中である場合、施工中件数と申込み件数の和が最大3件まで申込み可能。(いずれの場合もその他の業種は3件まで申込みます) 但し、区内支店・営業所設置20年経過認定通知を受けている事業者に関しては、3件を4件に読み替えることとする。 ※(9)の施工中の件数には、共同企業体や協同組合の構成員として施工している場合も対象となる。 ※(9)の条件について、契約金額1千万円未満の土木・建築工事、5百万円未満の土木・建築工事以外の工事、単価契約、特命契約は含まない。 ※申込み後、その入札までに施工件数が増え、当月の申込み可能件数を超えた場合は、申込みを辞退すること。ただし、他の申込み案件を辞退し、申込み件数が、申込み可能件数内となったときは、辞退を要しない。</p> <p>(10)建設業法第26条第3項ただし書きの規定(特例監理技術者の設置)については、「監理技術者の専任義務の緩和について」の要件を満たさないため対象外とする。</p> <p>(11)格付は、本件の公告日現在の共同運営格付による。</p> <p>(12)本件への申込みは、1社につき単体・JV合わせて1件のみとする。JVの場合、本件へ申込みをする他のJVの代表者又は構成員を兼ねることはできない。</p> <p>【単体で参加申し込みする場合】 (1) 特定建設業許可を有すること。 (2) 共同運営の本件業種の格付がAランクの事業者であること。 (3) 協同組合が申込みをした場合、その構成員は同一案件に申込みすることはできない。また、関係会社が同一の案件に申し込むことはできない。 ※関係会社の定義は、電子入札サービスの「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」に記載の「関係会社の定義」による。</p> <p>(4) 建設業法に従い監理技術者または主任技術者を配置できること。</p> <p>【JVで参加申し込みする場合】 (1) 予め2社から成るJVを自主的に結成して申込すること。 (2) JVの第一グループ(代表者)の条件は、共同運営の本件業種の格付がAランク事業者であること。特定建設業許可を有し、監理技術者を専任で配置(監理技術者資格者証の写しを添付すること。)すること。 (3) JVの第二グループ(構成員)の条件は、江東区内の事業者で、共同運営の本件業種の格付がAランク又はBランク又はCランクの事業者。監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。 (4) 第二グループの出資割合は30%以上であること。 (5) JVのうち1社以上は、区内本店の事業者とすること。 (6) 本区が発注済(仮契約含む)の工事を完了していないJVと構成員が同じJVを結成することはできない。</p>

28. 施工能力審査内容及び落札者決定基準	別紙のとおり
29. 入札の無効	<p>以下のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。 ・江東区契約事務規則第5条に定める参加資格を有さないものが行った入札 ・入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。 ・入札時において指名停止期間中である者のした入札。 ・入札時において入札等除外措置を受けている期間中である者のした入札。 ・江東区契約担当者によって競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認後(入札時)において競争入札参加資格のない者のした入札。 ・失格基準価格を設定した案件で、当該失格基準価格未満の金額で応札した入札。 ・予定価格を事前公表した案件で、当該予定価格を超える金額で応札した入札。 ・入札時において入札内訳書の登録のない入札又は入札内訳書の内容に不備のある入札。
30. 低入札価格調査提出書類	<p>低入札価格調査の対象となった場合は、次に掲げる書類について必要事項を記入し、開札日より3日以内(土日祝日除く)に江東区総務部経理課あて郵送(必着)または持参にて提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (様式1) 当該価格により入札した理由 (2) (様式2) 当該入札価格の積算内訳 (3) (様式3) 手持ち工事の状況、手持ち資材の状況 (4) (様式4) 手持ち機械の状況、資材の購入先、労働者の具体的供給 (5) (様式5) 第一次下請の予定業者、配置予定の技術者、過去に施工した公共工事名
31. 契約成立の要件	<p>契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月江東区条例第6号)第2条に基づき、江東区議会の議決を要する。</p>
32. その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 入札において、事故がおきたときや不正な行為があると認めるときは入札を中止、又は延期する場合がある。そのときは別途適宜の方法により通知する。 (2) 江東区競争入札参加資格を有するものは有効期限までに「東京電子自治体共同運営サービス」から継続申請手続きを行うこと。 (3) 入札を辞退する場合は、辞退理由を記載すること。 (4) 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約及び2,000万円以上の工事の設計・調査・測量に係る委託契約は、契約締結後に「労働環境報告書」の提出を必要とする。 また、「労働環境報告書」を提出した事業者の一部を対象に、区と社会保険労務士が事業所を訪問し、報告書の記載内容について確認を行う。(詳細は区ホームページに掲載。) (5) 以下の関連工事が契約に至らなかったときは、本件の開札を中止又は延期もしくは契約手続を中止する。 公告番号182 江東区立第六砂町小学校改築工事 公告番号184 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事 (6) 本入札については、令和8年度予算の成立を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には本入札を中止する。

落札者決定基準

件名 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事

1 評価の方法

本件の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献点を合計した評価値による。

(1) 価格点の算定

入札価格が低入札基準価格以上の場合： $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

入札価格が低入札基準価格未満の場合：

$100 \times (1 - \text{低入札基準価格} \div \text{予定価格}) - [100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札基準価格} \div \text{予定価格})]$

(2) 施工能力評価点の算定

施工能力評価点の算定は、工事成績評価点並びに配置予定技術者の資格点及び実績点の合計点によるものとする。

ア 工事成績評価点の算定

(ア) 工事成績点の平均点に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績点の平均点	工事成績評価点	工事成績点の平均点	工事成績評価点
3 5点未満	0点	7 1. 5点以上7 2点未満	1 3. 5点
3 5点以上4 0点未満	1点	7 2点以上7 2. 5点未満	1 4点
4 0点以上4 5点未満	2点	7 2. 5点以上7 3点未満	1 4. 5点
4 5点以上5 0点未満	3点	7 3点以上7 3. 5点未満	1 5点
5 0点以上5 5点未満	4点	7 3. 5点以上7 4点未満	1 5. 5点
5 5点以上6 0点未満	5点	7 4点以上7 4. 5点未満	1 6点
6 0点以上6 5点未満	6点	7 4. 5点以上7 5点未満	1 6. 5点
6 5点以上6 6点未満	7点	7 5点以上7 5. 5点未満	1 7点
6 6点以上6 7点未満	8点	7 5. 5点以上7 6点未満	1 7. 5点
6 7点以上6 7. 5点未満	9点	7 6点以上7 6. 5点未満	1 8点
6 7. 5点以上6 8点未満	9. 5点	7 6. 5点以上7 7点未満	1 8. 5点
6 8点以上6 8. 5点未満	1 0点	7 7点以上7 7. 5点未満	1 9点
6 8. 5点以上6 9点未満	1 0. 5点	7 7. 5点以上7 8点未満	1 9. 5点
6 9点以上6 9. 5点未満	1 1点	7 8点以上7 8. 5点未満	2 0点
6 9. 5点以上7 0点未満	1 1. 5点	7 8. 5点以上7 9点未満	2 0. 5点
7 0点以上7 0. 5点未満	1 2点	7 9点以上7 9. 5点未満	2 1点
7 0. 5点以上7 1点未満	1 2. 5点	7 9. 5点以上8 0点未満	2 1. 5点
7 1点以上7 1. 5点未満	1 3点	8 0点以上	2 2点

(イ) 工事成績点の平均点は、本件工事の公表日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事の件数に応じ、次のとおりとする。

- ① 完了工事件数が3件以上ある場合 直近3件の工事成績点の相加平均点(小数点第二位切り捨て)
- ② 完了工事件数が1件又は2件の場合 該当する工事成績点の相加平均点(小数点第二位切り捨て)
- ③ 完了工事が1件もない場合 60点

(ウ) 入札参加者は、工事成績点について江東区総務部経理課に問い合わせることができる。

(エ) 工事成績点は、江東区の発注工事のみを対象とする。

(オ) 工事成績評価点算定の対象工事は、建設工事等競争入札参加資格申請の手引き(東京電子自治体共同運営)別表2の業種区分で本件発注工事と同一の業種(※1)とする。

※1 発注業種＝ 電気工事

イ 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本件発注工事の建設業法の規定による業種(※2)について1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。ただし、複数の資格を持つ場合には、上位の資格一つについてのみ評価する。

※2 建設業法上の業種＝ **電気工事**

ウ 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が同種工事に監理技術者として関わった場合に2点、主任技術者として関わった場合に1.5点、担当技術者として関わった場合に1点、配置予定技術者が類似工事に監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者として関わった場合に1点、担当技術者として関わった場合に0.5点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

エ 同種工事は、以下の工種・規模以上とする。

CORINS工種区分 **電気工事**
規模 請負金額が予定価格以上(消費税を含む)

オ 類似工事は、以下の工種・規模以上とする。

CORINS工種区分 **電気工事**
規模 請負金額が予定価格の2分の1以上(消費税を含む)

(3) 地域貢献点の算定

地域貢献点の算定は、地域精進度及び地域貢献度の合計によるものとする。

ア 地域精進度は、次のいずれかとする。

(ア) 区内に本店がある事業者 3点(平成24年4月1日以後に新たに区内に本店を設置した事業者にあつては、区内本店としての入札参加資格の発生日から3年間は0点)

(イ) 区内に支店又は営業所を設置して20年以上の事業者 2点

(ウ) 区内に支店又は営業所を設置して20年未満の事業者 1点(平成23年4月1日以後に新たに区内に支店又は営業所を設置した事業者にあつては、区長が区内事業所として認定した日から5年間は0点)

(エ) 区内の支店又は営業所を本店に変更した事業者で、区内本店としての入札参加資格の発生日から3年を超えたもの 3点(区内本店としての入札参加資格の発生日から3年間は、区内に支店又は営業所を設置して20年以上の事業者にあつては2点、区内に支店又は営業所を設置して20年未満の事業者にあつては1点)

イ 地域貢献度は、次に掲げるもののうち該当するものを合算した点とする。

(ア) 区と災害協定等を締結している場合 1点

(イ) 本件工事の公表日の属する年度及びその前5年度内に区の要請に基づく水防、雪害対策等の災害対応実績がある場合 1点

(ウ) 区内の本店又は支店・営業所において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ(ステージ2以上)、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)のいずれかの認証を取得し、本件入札日が認証有効期限内である場合 0.5点

2 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び失格基準価格の範囲内であるもののうち、1の評価値の最も高い者を落札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者が低入札価格調査の対象となる場合は、江東区工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱の規定に基づき、低入札価格調査を経たのち、決定する。

3 注意事項

(1) 提出資料の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、江東区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、江東区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

件名 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保などの準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

1 余裕期間制度の方法

本工事は、工事を開始すべき日(以下「着工日」という。)を設定した余裕期間制度(発注者指定方式)である。

2 余裕期間及び実工期

余裕期間：契約締結日から令和8年9月30日(着工日の前日)まで

実工期：令和8年10月1日(着工日)から令和11年11月30日(工期の末日)まで

3 余裕期間における技術者等の配置

(1) 余裕期間内は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)の設置を要しない。

(2) 余裕期間内は、工事請負契約条項第10条に基づく現場代理人の配置を要しない。

4 余裕期間内の準備等

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等については行うことができるが、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置等、工事の着手と判断される準備等は行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

5 余裕期間内の現場管理

余裕期間内の現場管理は、発注者の責任において行うものとする。

6 前払金

工事請負契約条項第35条に基づく前払金の請求は、着工日以降に行うことができるものとする。

7 中間前払金

工事請負契約条項第35条及び江東区公共工事の中間前払金取扱要綱第9条に基づく中間前払金の認定において、工期とは実工期とする。

8 工事内訳書及び工程表

工事請負契約条項第3条に基づく内訳書及び工程表の提出は、「契約締結後、速やかに」を「着手後速やかに」と読み替える。

9 CORINSへの登録

主任技術者等及び現場代理人の従事期間は、実工期をもって登録する。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

制限付一般競争入札の公告

制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年3月18日

江東区長 大久保 朋 果

1. 公告番号	184
2. 対象業種	給排水衛生工事
3. 工事件名	江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事
4. 工事場所	江東区北砂六丁目26-6
5. 工 期	令和11年11月30日 余裕期間制度に関する特記仕様書「2.余裕期間及び実工期」とおり
6. 格 付	Aランク
7. 工事概要	改築に係る機械設備工事 【校舎・屋内運動場棟】 RC造一部SRC及びS造5階建 延床面積約7,954㎡ (普通教室14教室、特別教室、屋内運動場、プール、備蓄倉庫他) 【倉庫・駐輪場棟】 RC造平家建 延床面積約83㎡ 【倉庫・トイレ棟】 RC造平家建 延床面積約61㎡ 外構工事
8. 予定価格	1,011,230,000 円(税込)
9. 低入札価格調査	予定価格(税抜き)の100分の75以上で、案件ごとに調査基準価格及び失格基準価格を設定する。(江東区契約事務規則第30条第2項及び第3項の規定を準用する)
10. 余裕期間制度	本件は、余裕期間制度対象工事(発注者指定方式)です。なお、詳細については「余裕期間制度に関する特記仕様書」を参照のこと。
11. 入札方法	総合評価落札方式一般競争入札(電子入札)とする。 電子調達システム電子入札サービス(以下「電子入札サービス」という)による。 ※入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた総額を入力すること。 入札金額の入力の際に、内訳書登録を行うこと。登録した内訳書の内容不備があった場合等は当該入札者の入札を原則無効といたします。
12. 申請方法	本件は、総合評価落札方式の一般競争入札案件である。申込については、電子入札サービスより行うこと。また、次に掲げる書類について必要事項を記入し、申請書提出期間内(必着)に江東区総務部経理課あて郵送にて提出すること。 (1) 施工能力評価点申告書 (2) 地域貢献活動実績報告書 (3) 配置予定技術者の実績確認書類(施工能力評価点申告書の注意書参照) (4) 配置予定技術者の保有する資格認定証明書(資格者証)の写し
13. 申請書提出期間	令和8年3月18日(水) 午前9時から 令和8年3月26日(木) 午後5時まで
14. 入札参加資格の決定	入札参加資格の審査結果は 令和8年3月30日(月)以降に通知する。
15. 設計図書の配布	令和8年3月30日(月)頃、ファイル転送システムによる配布または、電子入札サービスの発注図書よりダウンロードすること。※設計図書の配布方法については、電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書の注意事項を確認すること。
16. 質問及び回答	質問及び回答については、電子入札サービスの「質問登録・閲覧」により行うこと。 質問登録期間: 設計図書受領の日から 令和8年4月28日(火) 午前11時まで 回答閲覧期間: 令和8年5月8日(金) 午後1時まで回答。回答後、入札期限まで閲覧可。
17. 入札期間	設計図書受領の日から令和8年5月18日(月) 午後4時まで
18. 開札日時及び場所	令和8年5月19日(火) 午前10時30分 電子入札サービスで行う
19. 入札執行回数	1回
20. 最低入札参加者数	1者
21. 契約保証金	要(契約金額の10%)
22. 入札保証金	免除
23. 前払金	有り(契約金額の40%まで、10万円未満切捨て。)
24. 中間前払金	有り(契約金額の20%まで、10万円未満切捨て。)
25. 建設リサイクル法	対象工事
26. 契約条項を示す場所	江東区総務部経理課契約係

<p>27. 入札参加資格条件 (申込み条件)</p>	<p>○江東区内に本店または支店、営業所がある登録業者であること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成28年3月31日27江総経第3281号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(3) 江東区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている 期間中でないこと。</p> <p>(4) 本件の対象業種が江東区の競争入札参加資格申請業種であること。</p> <p>(5) 信用失墜行為、手形の不渡り等、入札に参加することが不相当と認められる事由のないこと。</p> <p>(6) 本件は、自主結成方式のJV工事事業であり、予め2社から成る共同企業体(JV)を結成して応募すること。 ○JVの第一グループ(代表者)の条件は、江東区内の事業者で、共同運営の本件業種の格付がAランクの事業者。特定建設業許可を有し、監理技術者を専任で配置(監理技術者資格者証の写しを添付すること。)すること。 ○JVの第二グループ(構成員)の条件は、江東区内の事業者で、共同運営の本件業種の格付がAランク又はBランク又はCランクの事業者。監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。 ○第二グループの出資割合は30%以上。 ○建設業法第26条第3項ただし書きの規定(特例監理技術者の設置)については、「監理技術者の専任義務の緩和について」の要件を満たさないため対象外。 ○格付は、本件公告日現在の内容とする。 ○JVのうち1社以上は、区内本店の事業者とすること。 ○本区が発注済(仮契約含む)の工事を完了していないJVと構成員が同じJVを結成することはできない。 ○本件への申込みは1社につき1件のみとする。本件へ申込みをする他のJVの代表者又は構成員を兼ねることはできない。</p> <p>(7) JVの代表者、構成員は、申込み日以降入札日まで継続して入札参加資格を有していること。</p> <p>(8) 江東区発注の工事請負契約につき、下請契約関係が適切であること。</p> <p>(9) 区内に支店、営業所のある事業者が区内業者として入札参加を行う場合は、区の認定から5年が経過していること(ただし、平成23年4月1日以降に設置した支店、営業所に限る)。</p> <p>(10) JVの第一グループ及び第二グループの申込み数の制限について</p> <p>①区内に本店のある事業者 申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に6件まで申込み可能。 申込み時、江東区発注の工事を1件以上施工中である場合、施工中件数と申込み件数の和が最大6件まで申込み可能。(いずれの場合もその他の業種は6件まで申込み可)</p> <p>②区内に支店、営業所のある事業者 申込み時、江東区発注の工事を施工中でない場合、同一業種に3件まで申込み可能。 申込み時、江東区発注の工事を1件以上施工中である場合、施工中件数と申込み件数の和が最大3件まで申込み可能。(いずれの場合もその他の業種は3件まで申込み可) 但し、区内支店・営業所設置20年経過認定通知を受けている事業者に関しては、3件を4件に読み替えることとする。 ※(10)の施工中の件数には、共同企業体や協同組合の構成員として施工している場合も対象となる。 ※(10)の条件について、契約金額1千万円未満の土木・建築工事、5百万円未満の土木・建築工事以外の工事、単価契約、特命契約は含まない。 ※申込み後、その入札までに施工件数が増え、当月の申込み可能件数を超えた場合は、申込みを辞退すること。ただし、他の申込み案件を辞退し、申込み件数が、申込み可能件数内となったときは、辞退を要しない。</p>
<p>28. 施工能力審査内容及び落札者決定基準</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>29. 入札の無効</p>	<p>以下のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。 ・江東区契約事務規則第5条に定める参加資格を有さないものが行った入札 ・入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。 ・入札時において指名停止期間中である者のした入札。 ・入札時において入札等除外措置を受けている期間中である者のした入札。 ・江東区契約担当者によって競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認後(入札時)において競争入札参加資格のない者のした入札。 ・失格基準価格を設定した案件で、当該失格基準価格未満の金額で応じた入札。 ・予定価格を事前公表した案件で、当該予定価格を超える金額で応じた入札。 ・入札時において入札内訳書の登録のない入札又は入札内訳書の内容に不備のある入札。
<p>30. 低入札価格調査提出書類</p>	<p>低入札価格調査の対象となった場合は、次に掲げる書類について必要事項を記入し、開札日より3日以内(土日祝日除く)に江東区総務部経理課あて郵送(必着)または持参にて提出すること。</p> <p>(1) (様式1) 当該価格により入札した理由</p> <p>(2) (様式2) 当該入札価格の積算内訳</p> <p>(3) (様式3) 手持ち工事の状況、手持ち資材の状況</p> <p>(4) (様式4) 手持ち機械の状況、資材の購入先、労働者の具体的供給</p> <p>(5) (様式5) 第一次下請の予定業者、配置予定の技術者、過去に施工した公共工事項</p>
<p>31. 契約成立の要件</p>	<p>契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月江東区条例第6号)第2条に基づき、江東区議会の議決を要する。</p>
<p>32. その他</p>	<p>(1) 入札において、事故がおきたときや不正な行為があると認めるときは入札を中止、又は延期する場合がある。そのときは別途適宜の方法により通知する。</p> <p>(2) 江東区競争入札参加資格を有するものは有効期限までに「東京電子自治体共同運営サービス」から継続申請手続きを行うこと。</p> <p>(3) 入札を辞退する場合は、辞退理由を記載すること。</p> <p>(4) 予定価格が3,000万円以上の工事請負契約及び2,000万円以上の工事の設計・調査・測量に係る委託契約は、契約締結後に「労働環境報告書」の提出を必要とする。 また、「労働環境報告書」を提出した事業者の一部を対象に、区と社会保険労務士が事業所を訪問し、報告書の記載内容について確認を行う。(詳細は区ホームページに掲載。)</p> <p>(5) 以下の関連工事が契約に至らなかったときは、本件の開札を中止又は延期もしくは契約手続を中止する。 公告番号182 江東区立第六砂町小学校改築工事 公告番号183 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事</p> <p>(6) 本入札については、令和8年度予算の成立を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には本入札を中止する。</p>

落札者決定基準

件 名 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事

1 評価の方法

本件の評価は、価格点、施工能力評価点及び地域貢献点を合計した評価値による。

(1) 価格点の算定

入札価格が低入札基準価格以上の場合： $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

入札価格が低入札基準価格未満の場合：

$100 \times (1 - \text{低入札基準価格} \div \text{予定価格}) - \{100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) - 100 \times (1 - \text{低入札基準価格} \div \text{予定価格})\}$

(2) 施工能力評価点の算定

施工能力評価点の算定は、工事成績評価点並びに配置予定技術者の資格点及び実績点の合計点によるものとする。

ア 工事成績評価点の算定

(ア) 工事成績点の平均点に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績点の平均点	工事成績評価点	工事成績点の平均点	工事成績評価点
3.5点未満	0点	71.5点以上72点未満	13.5点
3.5点以上4.0点未満	1点	72.5点以上73点未満	14点
4.0点以上4.5点未満	2点	73.5点以上74点未満	14.5点
4.5点以上5.0点未満	3点	74.5点以上75点未満	15点
5.0点以上5.5点未満	4点	75.5点以上76点未満	15.5点
5.5点以上6.0点未満	5点	76.5点以上77点未満	16点
6.0点以上6.5点未満	6点	77.5点以上78点未満	16.5点
6.5点以上7.0点未満	7点	78.5点以上79点未満	17点
7.0点以上7.5点未満	8点	79.5点以上80点未満	17.5点
7.5点以上8.0点未満	9点	80点以上	18点
8.0点以上8.5点未満	9.5点		18.5点
8.5点以上9.0点未満	10点		19点
9.0点以上9.5点未満	10.5点		19.5点
9.5点以上10.0点未満	11点		20点
10.0点以上10.5点未満	11.5点		20.5点
10.5点以上11.0点未満	12点		21点
11.0点以上11.5点未満	12.5点		21.5点
11.5点以上12.0点未満	13点		22点

(イ) 工事成績点の平均点は、本件工事の公表日の属する年度及びその前3年度内に完了した工事の件数に応じ、次のとおりとする。

- ① 完了工事件数が3件以上ある場合 直近3件の工事成績点の相加平均点(小数点第二位切り捨て)
- ② 完了工事件数が1件又は2件の場合 該当する工事成績点の相加平均点(小数点第二位切り捨て)
- ③ 完了工事が1件もない場合 60点

(ウ) 入札参加者は、工事成績点について江東区総務部経理課に問い合わせることができる。

(エ) 工事成績点は、江東区の発注工事のみを対象とする。

(オ) 工事成績評価点算定の対象工事は、建設工事等競争入札参加資格申請の手引き(東京電子自治体共同運営)別表2の業種区分で本件発注工事と同一の業種(※1)とする。

※1 発注業種= 給排水衛生工事

イ 配置予定技術者の資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、本件発注工事の建設業法の規定による業種(※2)について1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。ただし、複数の資格を持つ場合には、上位の資格一つについてのみ評価する。
また、実務経験者(建設業法第7条第2号イ、ロ該当)は、経歴書(任意用式。ただし、従事した工事と期間がわかるもの)を添付すること。実務経験として認める期間は、実際の工事に従事した期間とする。

※2 建設業法上の業種＝ **管工事**

ウ 配置予定技術者の実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が同種工事に監理技術者として係わった場合に2点、主任技術者として係わった場合に1.5点、担当技術者として係わった場合に1点、配置予定技術者が類似工事に監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、担当技術者として係わった場合に0.5点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

エ 同種工事は、以下の工種・規模以上とする。

CORINS工種区分 **給排水衛生設備工事**
規模 請負金額が予定価格以上(消費税を含む)

オ 類似工事は、以下の工種・規模以上とする。

CORINS工種区分 **給排水衛生設備工事**
規模 請負金額が予定価格の2分の1以上(消費税を含む)

(3) 地域貢献点の算定

地域貢献点の算定は、地域精通度及び地域貢献度の合計によるものとする。

ア 地域精通度は、次のいずれかとする。

(ア) 区内に本店がある事業者 3点(平成24年4月1日以後に新たに区内に本店を設置した事業者にあつては、区内本店としての入札参加資格の発生日から3年間は0点)

(イ) 区内に支店又は営業所を設置して20年以上の事業者 2点

(ウ) 区内に支店又は営業所を設置して20年未満の事業者 1点(平成23年4月1日以後に新たに区内に支店又は営業所を設置した事業者にあつては、区長が区内事業所として認定した日から5年間は0点)

(エ) 区内の支店又は営業所を本店に変更した事業者で、区内本店としての入札参加資格の発生日から3年を超えたもの 3点(区内本店としての入札参加資格の発生日から3年間は、区内に支店又は営業所を設置して20年以上の事業者にあつては2点、区内に支店又は営業所を設置して20年未満の事業者にあつては1点)

イ 地域貢献度は、次に掲げるもののうち該当するものを合算した点とする。

(ア) 区と災害協定等を締結している場合 1点

(イ) 本件工事の公表日の属する年度及びその前5年度内に区の要請に基づく水防、雪害対策等の災害対応実績がある場合 1点

(ウ) 区内の本店又は支店・営業所において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ(ステージ2以上)、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)のいずれかの認証を取得し、本件入札日が認証有効期限内である場合 0.5点

(4) 建設共同企業体における各点数の算定

建設共同企業体の発注工事における(2)及び(3)の規定の適用については、(2)中「施工能力評価点の算定は、工事成績評価点並びに配置予定技術者の資格点及び実績点の合計点によるものとする。」とあるのは、「建設共同企業体の施工能力評価点の算定は、建設共同企業体の各構成員の工事成績評価点並びに配置予定技術者の資格点及び実績点の合計点に出資比率を乗じて得た点を合計した点数とする。」と、(3)中「地域貢献点の算定は、地域精通度及び地域貢献度の合計によるものとする。」とあるのは「建設共同企業体の地域貢献点の算定は、各構成員の地域精通度及び地域貢献度の合算を合計し、構成員数で除して得た点数とする。」とする。

2 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格及び失格基準価格の範囲内であるもののうち、1の評価値の最も高い者を落札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者が低入札価格調査の対象となる場合は、江東区工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱の規定に基づき、低入札価格調査を経たのち、決定する。

3 注意事項

(1) 提出資料の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、江東区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(2) 提出資料に記載された配置予定技術者は、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、配置予定技術者の死亡等、江東区がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

件 名 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保などの準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

1 余裕期間制度の方法

本工事は、工事を開始すべき日(以下「着工日」という。)を設定した余裕期間制度(発注者指定方式)である。

2 余裕期間及び実工期

余裕期間：契約締結日から令和8年9月30日(着工日の前日)まで

実工期：令和8年10月1日(着工日)から令和11年11月30日(工期の末日)まで

3 余裕期間における技術者等の配置

(1) 余裕期間内は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)の設置を要しない。

(2) 余裕期間内は、工事請負契約条項第10条に基づく現場代理人の配置を要しない。

4 余裕期間内の準備等

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等については行うことができるが、現場への資材の搬入、現場への仮設物の設置等、工事の着手と判断される準備等は行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

5 余裕期間内の現場管理

余裕期間内の現場管理は、発注者の責任において行うものとする。

6 前払金

工事請負契約条項第35条に基づく前払金の請求は、着工日以降に行うことができるものとする。

7 中間前払金

工事請負契約条項第35条及び江東区公共工事の中間前払金取扱要綱第9条に基づく中間前払金の認定において、工期とは実工期とする。

8 工事内訳書及び工程表

工事請負契約条項第3条に基づく内訳書及び工程表の提出は、「契約締結後、速やかに」を「着手後速やかに」と読み替える。

9 CORINSへの登録

主任技術者等及び現場代理人の従事期間は、実工期をもって登録する。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)